

大和市 PFI 等の公民連携手法導入方針

平成29年4月

1 総則

(1) 目的

本方針は、PFI等の公民連携手法（以下、「PFI等手法」という。）導入の検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに、効率的かつ効果的に公共施設等の整備を進めることを目的とする。

(2) 定義

本方針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

ア 公共施設等 建築物、プラント又は利用料金の徴収を行う施設

イ 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、市民に対するサービスの提供を含む

ウ 公共施設整備事業 公共施設等の整備等に関する事業

エ 利用料金 公共施設等の利用に係る料金

オ 運営等 運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、市民に対するサービスの提供を含む

カ 優先的検討 本方針に基づき、公共施設整備事業の方針を検討するに当たって、多様なPFI等手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設整備事業を行う従来型手法に優先して検討すること

(3) 対象とするPFI等手法

本方針の対象とするPFI等手法は次に掲げるものとする。

ア BTO方式（建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate）

イ BOT方式（建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer）

ウ BOO方式（建設 Build-所有 Own-運営等 Operate）

エ DBO方式（設計 Design-建設 Build-運営等 Operate）

オ その他、民間のノウハウや技術力等を活用し、効率的かつ効果的に公共サービスの提供を行う手法

2 優先的検討の開始時期

(1) 公共施設整備事業（建設・改修を含むものに限る。）の場合

対象事業に係る基本構想、基本計画等を策定するとき

(2) 公共施設の運営等に係る事業の場合

対象事業の見直しを行うとき

3 優先的検討の対象とする事業

(1) 対象事業

ア 公共施設整備事業のうち、施設の設計、建設及び改修に要する費用の総額が10億円以上のもの

イ 公共施設の運営等に係る事業のうち、単年度の事業費が1億円以上のもの

(2) 対象事業の例外

(1)に関わらず、災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業は、本方針の対象から除くものとする。

4 検討手順

(1) 適切な PFI 等手法の選択

当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PFI 等手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

(2) 簡易な検討（第一次検討）

自ら公共施設整備事業を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次のア及びイにより、採用手法導入の適否を評価するものとする。

ア 費用総額による評価

従来型手法による場合と採用手法を導入した場合の費用総額の比較を行う。

イ 採用手法の適性の評価

採用手法を導入することについて、事業実施の時期や業務の効率化の程度、市民サービスの提供に影響を及ぼす範囲といった視点から評価する。

(3) 詳細な検討（第二次検討）

(2) において採用手法の導入が適当と認められた対象事業については、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、採用手法導入の適否を評価するものとする。

(4) 検討の省略

ア 公共施設の運営等に係る事業で採用手法が指定管理者制度の場合は、簡易な検討及び詳細な検討を行わず、「大和市公の施設の管理運営に関する基本方針」に基づき検討を行う。

イ 採用手法が、民間の資金を活用する手法でない場合は、詳細な検討を省略することができるものとする。

4 評価結果の公表

簡易な検討または詳細な検討の結果、PFI 等手法の導入に適しないと評価した場合には、PFI 等手法を導入しないこととした旨及び評価内容をインターネット上に公表するものとする。なお、評価内容のうち、当該事業の予定価格の推測に繋がる事項がある場合は、当該事業の入札手続の終了後に公表するものとする。